

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団麻生整形外科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号
- (3) 設立認可年月日 平成元年3月22日
- (4) 設立登記年月日 平成元年3月28日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	麻生 英一郎	
理 事	麻生 和子	
同	麻生 園子	
同	麻生 宏樹	
同	麻生 啓子	令和5年8月31日辞任
同	麻生 英伸	
監 事	楠木 夏子	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 麻生整形外科医院	長崎県長崎市横尾 2丁目13番18号	

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和 4年10月21日 令和3年度決算の決定
- ” ” 理事・監事の選任
- ” ” 理事の報酬総額の決定
- 令和 5年 7月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
- 理事の退任に伴う承認

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 麻生整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号

貸借対照表

(令和 5年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	41,137	I 流動負債	4,555
II 固定資産	155,419	II 固定負債	1,130
1 有形固定資産	84,625	負債合計	5,685
2 無形固定資産	974	純資産の部	
3 その他の資産	69,819	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	180,871
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	190,871
資産合計	196,556	負債・純資産合計	196,556

法人名 医療法人社団 麻生整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	123,145
2 事業費用	121,136
本来業務事業利益	2,008
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,008
II 事業外収益	4,384
III 事業外費用	3
経常利益	6,390
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	6,390
法人税等	71
当期純利益	6,319

様式 2

法人名 医療法人社団 麻生整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番18号

財 産 目 録

(令和 5年 8月31日現在)

1. 資 産 額	196,556 千円
2. 負 債 額	5,685 千円
3. 純 資 産 額	190,871 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	41,137
B 固 定 資 産	155,419
C 資 産 合 計 (A+B)	196,556
D 負 債 合 計	5,685
E 純 資 産 (C-D)	190,871

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団麻生整形外科医院
理事長 麻生 英一郎 殿

私は、医療法人社団麻生整形外科医院の令和4年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月26日

医療法人社団麻生整形外科医院

監事 楠木 夏子

